

スマートウェルネス住宅等推進事業（住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業）を実施
する者の公募についての公示

令和6年2月22日

国土交通省住宅局長 石坂 聡

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の公募について公示します。

注1) 本公募は、令和6年度予算によるものであり、令和6年度予算成立等が事業実施の条件となります。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査事業

(2) 事業目的

高度経済成長期を中心に都市への人口流入の受け皿として、大都市の郊外部等に計画的に開発された多数の大規模な住宅団地では、同一時期に大量かつ画一的な住宅供給、インフラ整備が行われ、同一世代が一斉入居したことにより、急激な高齢化や人口減少が進みつつあり、生活利便施設の撤退、地域公共交通サービスの低下、コミュニティ機能の衰退、施設の老朽化など、様々な課題に直面しており、持続可能な住宅地としての再生が喫緊の課題となっている。

こうした住宅団地の再生を実現する上では、高齢期でも安心して住み続けられるための環境づくり（医療・福祉サービスとの連携、生活支援サービスの導入、高齢者向け住まいの確保など）や、子育て世帯や若者世帯など多様な世代が入居しやすい環境づくり（子育て支援など生活利便機能の整備、若年世帯向け住まいの確保など）、移動やリモートワークがしやすい環境の整備など総合的な対策を講じる必要がある他、住宅団地の維持・管理の担い手となる組織を構築する必要がある。

これらを踏まえ、本事業では、急激な高齢化や人口減少が進みつつある郊外住宅団地を持続可能な住宅地として再生するため、地域の住民活動等の立ち上げや計画策定、一般社団法人等への法人化、地域交通等の実証実験などの住宅団地再生に向けた住民活動等に関する調査検討を行うことを目的とする。

(3) 事業内容

- 1) 住宅団地再生に取り組む団体の立ち上げや住宅団地再生に向けた計画策定など、住宅団地再生に向けた住民活動等について調査し、その事例や結果を整理・分析する。
- 2) 一般社団法人等への法人化を行っていない住民組織による法人化に向けた取組を調査し、法人化に係る手続きや費用等に関する隘路や課題について整理・分析する。

3) 住宅団地内の地域交通、移動販売、地域配送、見守り活動等の実証実験や勉強会、ワークショップ等の取組を調査し、事例や結果を整理・分析する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

2. 対象事業者の要件

次の(1)～(3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅団地再生に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 羽田
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
- ③電話 03-5253-8111 (内線 39677)
- ④電子メール haneda-w2tv@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 令和6年2月22日(木)から令和6年3月8日(金)まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 令和6年3月8日(金)18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎 11」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」

「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。

・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。